

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年8月18日(水) 午前10時 議場

出席委員(8名)

(委員長) 稲 田 清 (副委員長) 今 城 雅 子
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 門 脇 一 男
土 光 均 又 野 史 朗

欠席委員(0名)

議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 安東議事調査担当係長

傍聴者

尾沢議員 三鴨議員 森谷議員 矢田貝議員
報道関係者0人 一般0人

協議事件

- 1 米子市議会基本条例の検証について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、米子市議会基本条例の検証についてを本日は進めてまいります。

始める前に、何点か手順について説明を行いたいと思います。

資料1を御覧ください。各会派、委員の皆様から出されたものをこのように評価表としてまとめさせていただいております。

これより各条文、前文、第1条、第2条の順で1つずつやっていきますが、手順といたしましては、まずは何かしら陳述いただいている会派のほうから、委員のほうから、何か補足等があればまずそちらを述べていただき、その後他の委員からその内容についても確認が必要であればその確認をしていただく。それ以降、評価について各委員から、これ順番ございませんので、意見のある委員からおっしゃっていただいて、見解の一致に持っていければと思っております。一致した内容につきましてはそれで確定ということにしたいと思いますが、なかなかその一致までに行きそうもない、時間がかかりそうであれば、ある程度選択肢が分かるような状態にして持ち帰っていただいて、次回の冒頭にその内容について決していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、資料1の一番最後のページを御覧いただけますでしょうか。評価の段階というのが右下枠に記載してあって、既にこちらは御覧になっている内容かと思っておりますが、確認でお伝えしたいと思います。

Aは達成としており、その右横におおむね8割程度の目的を達成としております。Bは

一部達成ということで5割程度、Cは同様に3割以下等々となっておりますので、ここら辺りの解釈のずれが、各委員の皆様のお考えがあつてのこととは重々承知しておりますが、8割程度、5割程度、3割以下あるいは検証対象外というこれが一つの指標になりますので、ここの意識合わせをしておきたいと思ひまして冒頭お伝えさせていただきました。

資料2につきましては御覧いただいたとおりでございますが、日付とそれから各そこに予定されているものが載っております、丸がついている日を候補として、これもおおむねなんですけれども、12月終わり頃ぐらいまでにはある程度まとまったものまでたどり着いていきたいなと思っておりますので、そこら辺りの日程もある程度意識していただければ非常に助かりますのでよろしくお願いいたします。

それでは冒頭の説明は以上といたしまして、早速これより各条文の検証に入っていきたいと思ひます。

まずは前文でございます。蒼生会それから信風のほうからまず記述が出されておりますので、何か補足等があればこの場で発言をお願いいたします。

門脇委員。

**○門脇委員** この前文のところですけど、前文のところに第2章で「市民」という言葉が出てきますが、ここの我々が言いたいところは、一応ここに「市民」という言葉が出てきましたのでここで書かせていただいておりますけど、言いたいところは、第5条の4項でここに請願と陳情のところですけど、ここの条文に「市民からの政策について」というところがございまして、ここの項目でこの「市民」というのは、これは米子市民であるということを確認していただきたいなと思ひまして、取りあえずここで書きましたけど、5条の4項で検討していただけたらいいと思ひます。以上です。

**○稲田委員長** 要は5条4項のところにかかっているもので、そこでまた審議をとという内容でございますでしょうか。

**○門脇委員** はい。

**○稲田委員長** 信風さんのほうから何かございますでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** 会派でまとめて報告ということですが、いわゆるここの評価が出しづらかったところは正直あります。ほかの会派で出しておられる横バーでよかったのか、コメントをつけないけんだったのかが今もちょっと不明確なところがありますが、信風はこのように思っていたところですよ。以上です。

**○稲田委員長** 他の委員の皆様から、何か書かれている内容に対しての質問等ありますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** ちょっと議論を進めるとき、前提というか確認したいんですけど、今の資料は評価表ですよ。以前に評価表ではなくて、整理表というのをいろいろ書いて出したと思ひます。整理表というのもあると思ひます。いろいろ各会派のコメントが入っている、書きました。これは私が評価表を書くときにちょっとよく分からなかった、迷ったんですけど、以前の整理表で書いてるコメントとダブるところはあえて評価表には書かないこともあったので、この議論を進めるときに評価表で書いてる各会派のコメントも見ながら進めたいというふう思うんですが、よろしいですか。

**○稲田委員長** 現時点での見解でいいですかね。要は整理表の内容も踏まえて評価表が作られているという認識ですので、整理表に書かれたことを全部それは反映するつもりはないとかそういうことを言うつもりはないんですけれども、そうすると整理表との内容も見ながらやるということになって非常に煩雑になるものですから、一応評価表はそれも踏まえた上で作成されているものですので、少しちょっとその対応は難しいなというのが率直なところなんです。ですので、要は最終的には評価表、土光委員によってはその整理表の内容もあると思いますが、ここで最終的に発言してもらった内容が結果的にはそれが評価につながっていくと思いますので、それを踏まえてこの場でお手数ですが都度発言いただくということで御理解いただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 先ほども言いましたが、評価表を書くときにこれは評価がメインだと思ったのでA、B、Cもしくは横棒というか。その理由とかコメントは、整理表に書いたのは要は重複すると思ってもう整理表に譲るという感じであえて書かなかったこともあります。私はそういうふうにこの評価表というのを提出するときにそういう形で記入しました。そこはだから議論するときにそういうふうに整理表のこともちょっと一応頭に置きながら議論をするというか、同等に扱えとは言いませんけど、この評価表を書くときにどういう趣旨で書くのかちょっとよく分からなかったの、私は重なる部分はもう整理表で書いたからあえて書かなかった部分もあるので、そういう前提で書いたということで議論を少なくとも私はしたいのですが、整理表に何もコメントないから何もコメントないというふうに判断されてもちょっと困るのですが。

**○稲田委員長** 分かりました。土光委員、そのように配慮するように心がけます。ここは心がけますと言い切った上で。ただ、ちょっと私も2つの資料を見ながらやるのは、もしかしたら私のほうで進行上の行き届かない点があるかもしれませんので、その際は都度発言等するなり、土光委員のほうでカバーしていただくということで進めさせていただきたいと思いますのでお願いします。

それでは、前文の2つの会派から説明が終わり、それに対する質問もよろしいですか、ほかの委員から。なければ、これから評価のほうに入っていきたいと思います。

では評価なんですけれども、このたびは検証対象外という会派と、それから信風さんがAとつけられていましたが、先ほど安達委員のほうから場合によっては検証対象外でもいいという旨の発言があったように感じておりましたが、安達委員、それでよろしいですか。

**○安達委員** よろしいです。

**○稲田委員長** そういたしますと、前文に関しましては検証対象外、記号で言えば横棒ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では評価内容も特にないかと思いますので、検証対象外ということで取りまとめさせていただきます。

では、続きまして第1条でございます。

では、同様に今度は信風、安達委員からお願いいたします。

安達委員。

**○安達委員** ここも前文のところと同様な理解でもって評価を下したところですが、ここ

も横バーでもよかったのか、ここにコメントを上げるべきなのか少し迷いましたが、やはりコメントを上げさせてもらったのがこのような表記であります。以上です。

**○稲田委員長** 分かりました。

あとすみません、一院クラブ、遠藤議員から出されている内容も、記述の内容を皆様でお読みいただいて参考に、どこまで参考にされるかは各委員の御判断にお任せするという事で進めていきますので、発言に関しては当然ながら議会運営委員会の委員の皆様の中で取り進めていきますので、よろしく願いいたします。

そういたしますと、安達委員から出されている内容について、どなたか質問がありますでしょうか。

ないですね。

これもそういたしますと安達委員、もしよろしければ前段同様検証対象外っていう扱いでもよろしいでしょうか。

**○安達委員** はい。

**○稲田委員長** では、第1条も検証対象外、横棒ということで進めさせていただきます。

それでは第2条です。こちらもまた、ではすみません、蒼生会から説明がもしあれば、なければなしで結構ですのでお願いいたします。

奥岩委員。

**○奥岩委員** A、B、C評価ということで機械的にはめさせていただきます、おおむね8割程度達成しているだろうということでAにさせていただきます。

ただ、議会傍聴の機会の制限がありましたので、そこについては触れさせていただきます。

**○稲田委員長** 続きます、土光委員でございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** これはコメントに書いているとおりで、その活動原則の特に(3)番、議員間の議論を尽くすよう努めることというのはなかなか達成されていないというふうに私は思っています。

**○稲田委員長** では信風、安達委員。

**○安達委員** このとおりでございます。補足ありません。

**○稲田委員長** 共産党、又野委員。

**○又野委員** 一応ここに書いてあるのが達成されてない部分だと思ひまして、あと進められている、どんどんどんどん情報を公開するという部分も少しずつは進んできているとは思ひますので、Bで評価をしてみました。

**○稲田委員長** 政英会、岡田委員。

**○岡田委員** 書いてあるとおりで、一定の成果は出していると思ひますが、当然ですけどもさらなる努力、先ほどの土光委員も言われましたけど、議員間討議等も含めてさらなる努力の必要性はあると思ひますけれども、評価としては一応80%以上達成してればAということですので、評価はAとさせていただきます。

**○稲田委員長** では、今度はそれぞれの委員の中で今ここに書かれている内容、発言のあった内容について質問があればお願いいたします。

こちらは特にないですね。

では、なしということで評価に入りますが、これA、B、Cと割れておりまして、これをまとめるというのはなかなか意見の一致をどうやって見るかなとは思っております。どなたでもよろしいんですが。ちょっとやり取りさせていただきたいと思いますが、土光委員、Cとされておられまして、議員間討議以外のところはここに触れられてないものですから、全体を見るとこのみということでいいですね。要はCですと第2条の内容が3割以下だということになりますもので、一つができてないからもうそれはCだということで御意見であればそこがなかなか動きづらいかなとは思いますが、どうでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** Cというのは3割以下ということで、まずその議員間討議がちゃんとできていないというのは、私はそれは事実だと思っています。それをA、B、Cどう評価するかということに関して何割というふうになかなか数字化ができないので、この条文では4つあって、議員間討議を言ってるのは4つのうち1つ。だから単純に4つのうち1個はできてないから75%はできてるみたいに、なかなかちょっとそういうふうにも言い切れないのでちょっと難しいのです。私としては1番、2番はそれなりにできていると思いますが、4番はちょっとなかなかちゃんとはできていないかなという感触なので、それをBにするかCにするかは迷うところです。ただ、議員間討議ができてないというのをきちっと自己評価すべきということで、Cにしてもいいんじゃないかと思ったからCにしました。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 私は土光委員さんとはちょっと違う意見で、会派としてはAという評価をさせていただいたんですけども、全体としておおむねできているというふうに会派として判断をしたということです。

さらに、先ほど土光委員さんがおっしゃっている議員間討議ができていないというふうに限定をされているんですけども、我々はきちっと議員間の討議はできているというふうに、議論はきちっとしていると思っています。ただし、議論が折り合わないというものが必ず出てきますね。AなのかBなのかとか是なのか非なのかという必ずそういう場面は出てきていて、その場面でそれぞれの意見が折り合わないからといって、それを何十時間議論したとしても折り合わないものは折り合わないわけだから、それを何十時間もやらないから議論ができていないとか、折り合わないからやっていないというような考え方であるとすれば、そうじゃないかもしれませんが、そういう場面が幾つかあったということは議会としても感じているところですが、これはそれぞれの考え方やそれぞれの議論を尽くした上で、それを出した上で折り合わないものに関してそれを議論していないというわけではないと思うし、折り合わないということがあるという状況をどういうふうに判断するかかなというふうに私は思っていて、そういう意味で、そういうものを全部含めて議員間の討議という、また我々それぞれの委員の、また議員の考え方を述べる機会というのをきちんとあった上でそれは行われているというふうに会派では思っていますので、そのような意味でA判定というふうにしたところです。ということもあるのでコメントもつけずにAということにさせていただきましたので、その内容で私はいいのではないかなというふうに考えています。以上です。

**○稲田委員長** 岡田委員、お願いします。

**○岡田委員** C判定ということになりますと、この評価の段階でいくと3割以下というこ

とになりますので、うちの会派としても全体としては8割ぐらい達成をできたのではないかなというふうに思っております。

ただ、各項目の中で先ほどから出てますように議員間討議、その議員間討議というのを例えば本会議なり各委員会の中で議員同士での討議がどの程度、これは調べれば分かると思うんですけど、あったから議員間討議ができたのかできてなかったのかということをも具体的に例えば時間を出して評価をしていくのか、ただ、当然ですけど意見が合う合わないは別にして、議員の中でも議論するというのは当然民主主義の大原則ですから、意見が合う合わないということも置いて当然しなきゃいけないことだと思うので、そこに対する評価がいろいろ分かれていくんだろうと思うんですけど、私は全体としてはできていたんじゃないかなと。

ただ、先ほどから御指摘があるように、もっと議員間の討議できる部分もあるのかなという気もいたしますので、そこは附則としてつけるにしても、全体としてはA評価ということでもいいのではないかなというのがうちの会派の考え方です。

**○稲田委員長** ありがとうございます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほども申し上げましたとおり、うちの会派ではA、B、C評価で8割、5割、3割基準で機械的にといますか、検証させていただきました。各委員さん今おっしゃっておられるんですけど、それぞれ受け止め方といいますか評価の仕方、一つできたんでできたって思われる方と、もっとあったほうがいいんじゃないかって思われる方とあるので評価が分かれていると思うんですけど、我々の会派は先ほど申し上げましたとおり、この2条につきましては条文が4つありまして、おおむね8割以上は達成できているだろうということでA評価とさせていただいております。Bの評価をされたところとCの評価をされたところがありますので、そこはそこの方の御意見も伺っているんですが、我々としては繰り返しになりますが8割以上できていると考えてAにさせていただいております。

**○稲田委員長** そういたしますと、この件に関しては、では一様に聞かせていただきたいと、又野委員、安達委員にもそれぞれちょっと意見いただいてよろしいでしょうか。

では、安達委員、お願いします。

**○安達委員** 補足的なところになるのかちょっと不安でありますけれども、やはり意見的には折り合わない。さっき今城委員も言われたところもありますが、今まで見ておって議会の中で折り合わないという表現が当てはまるような場面もなきにしもあらずだったんですが、そこはやはり意見が出てきたという討議、討論はあったようには思っていますので、それをくくって全て見れば8割はできていたんじゃないかという評価をしたところのAという会派の評価でというふうに理解をしてもらえばと思いますが、よろしくお願いします。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 議員間討議については、確かにそれぞれ受け止め方が議員さんによって違うのはしょうがない部分だと思いますけれども、やはり賛成反対とかで意見が分かれた場合も私の感じとしてはやはりもうちょっと深めたほうがいいんじゃないかなという場面が幾つか見受けられましたので、やはり評価が私の会派としてはBにしています。最終的にどう評価されるのかというのは全体で決めなきゃいけないんですけども、どの評価になったとしても、議員間討議についての記述というのはちょっと残していただければと思って

おります。

**○稲田委員長** 今、一通り発言が終わったということで理解させてください。

今、又野委員から記述がとありましたので、ちょっと私のほうから補足的なことを言わせてください。

前回は例にいたしますと、前回の結果報告書なんですけれども、これは委員の皆さん、以前お配りしているものでございますが、各条文ごとにA、B、C、対象外として、あと評価内容として要はコメントをそれぞれ載せております。そのコメント内容は正副委員長を中心にそれは今後盛り込む内容を決めていきたいとは思っているんですけども、又野委員おっしゃったように、どっかで記述がということであれば、そこにはこの今まさにこの討議の内容、議論してる内容を短くではありますけども要点めいたことを都度都度記述をしていく内容にしていきます、これは。ですので、Aって書いてあるんですけども、この辺りはまだ未達である、あるいは次の努力目標であるとか、Bだけれどもどうこうだっているその文言で多少の意見を言うことによってより分かりやすくするというふうになっておりますので、今回もそれは踏襲させていただこうと思っております。

したがって、そのA、B、C、対象外というのは、もうこれはデジタル的なものでございますので、どっかでやっぱり決めていかなきゃいけない。ここはぜひとも皆さんの御理解をいただきながら進めていきたい。

加えて、評価内容のコメントについてはある程度幅があるものと思っておりますので、それは正副に預けていただいて、こういう議論があったということの的確な内容を残していきたいと思っております。補足でございました。

改めてとなりますが、今A、B、Cと恐らく3つに割れているという状態でございますので、仮にこの状態で持ち帰ったとしても、またA、B、C3つどれにするかということになりかねないと思います。一つは、その評価内容の文言のほうである程度は補足はできる体制でいきたいとは思いますが、どうでしょうか、数で言えばAの方が多かったということになります。意見としては、議員間討議についてまだまだ課題があるという意見が多かったように思います。これを合わせますと評価のほうはAまたはBで、ただその評価内容については、その議員間討議についてもう少しやっていくべき内容があるのではないかなというように考えられるなど今私のほうで思っておりますが、どうでしょう、この辺りで一度お持ち帰りいただいて、次回もう一度確認の作業をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** まず私が言ってる議員間討議というのは、折り合わないこと、そういうことを言ってるのではなくて、実際陳情とか議案とかの議論のときに、陳情だったら陳情者から、来る場合はね、それから議案とか当局が説明して、議員が当局にいろいろ質問をする、意見を言う。それを聞いて、それぞれ各議員が自分の考え方、意見を言う。それはできると思っています。私が言ってる、そこで当然議員によって考え方違う、賛否が異なるというのは当然あるでしょう。議員間討議というのは、その後のことだと思うんです。例えば自分と意見が違う場合、なぜそう思っているのですかという議員同士で質疑のやり取りをする。そういった場が私はあまりないというふうに思います。それを議員間討議、そういう場がないという、なかなかそういう場がないのではないかなと思うということで、議員間討

議がなされていないということを言っています。通常はそれぞれ各議員が意見言って、あとはもう採決で数で議会の意思が決まるという流れなので、もう少し議員間のお互いのなぜそう思うかといった質疑を含めたやり取りをもっとすべきではないか。それが無いのではないかという意味で言っています。

評価の問題ですが、AにするかBにするかはもう単純に数ではなかなか、割合では評価し切れないということがあります。私の認識はとにかく議員間討議がちゃんとできてないという認識なので、私としてはA評価はないのではないかとこのように思っています。Cと書いたんですけど、それがBになるというのはそれは私の意見としてはBになってもそれは構わないと思っています。

**○稲田委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 先ほどから出ている議員間討議ということなんですけど、当然各議会なり委員会での議員間討議ということもありますし、会派の中で議員同士が議論することも議員間討議でもありますし、その公式の場じゃなくても会派を超えた議員同士が議論することが議員間討議ということにも当然なって、そこで当然切磋琢磨していくということになると思いますので、議員討議ということの捉え方がいわゆる公の場、委員会なり議場の場だけの議員討議ということだけにとられることなく、常日頃から議員同士が議論していくということも当然必要だろうというふうに思っていますので、そこを踏まえての議員間討議というふうに私は捉えておりますので、そこで評価をしていきたいなというふうに思っております。

ただ、いろんな考え方もありますし、当然いわゆるオフィシャルの場、全員協議会なり委員会なり議場での議員間討議というものがもっと行われるべきだという考え方も十分理解できますし、その辺も踏まえて会派のほうに帰ってもう一度評価については判断をしたいというふうに思います。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** ここでいう議員討議というのは、先ほど岡田委員がオフィシャルの場でないところもいろいろ、それもやってる。そういうところも考慮というふうに言われたのですが、これは議会基本条例の検証ですよ。（3）の文言です。これはちゃんと書いてます。本会議及び委員会においての話です。そこで議員間討議を尽くすよう努めることというふうに本会議、委員会でのことを言っています。そこでなかなか私は議員間討議がなされていない。そういうふうに思ってるので、別にそれ以外のところで云々というのはもともと条文にもそういう趣旨で書かれていませんけど、本会議及び委員会での話の議員間討議を私は言っています。そこは念を押しておきます。

**○稲田委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 当然、本会議、委員会ということにはなるんですけども、そこで議論をする前段として、当然その会派の中での議論等が深まった上で、本会議なり委員会での議員間討議の質を上げていくということも必要であろうというふうに思っておりますので、この条文には本会議及び委員会においてというふうに書いてありますけれども、当然ですけども、常日頃からの議員間討議なくして本会議及び委員会においての質の高い議員間討議というのはないだろうというふうに思っておりますので、そこも一定の考慮をして考えていくべきだろうというふうに私は考えましたので、条文は条文で先ほど土光委員が言



われたように、本会議及び委員会ということに規定はされてるということは私も認識はしております。

**○稲田委員長** では、もう一度この条文の取扱いのまとめを言わせてください。

まず、評価としてはAまたはBのどちらかでお持ち帰りいただくということです。評価内容につきましては、コメントにつきましては正副委員長のほうでどのようなものがいずれにしても記載すべきかというのをまたこちらで考えさせてください。

では、次に移ります。第3条でございます。ではすみません、順番の記載どおりとさせていただきます。

蒼生会のほうから、もしあれば結構ですので説明等あればお願いいたします。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 3条のほうですけど、記載させていただきましてとおります。こちらでも機械的に埋めさせていただきまして、B評価とさせていただきまして。理由については、記述させていただきましてとおります。

**○稲田委員長** 続きまして土光委員。

**○土光委員** 基本的には、この条文も（1）に議員間の自由な討議を重んじることとあるので、その辺のことにに関してなかなかそれは実現していないのではないかとということで書きました。

先ほどとちょっとかぶるのですが、C評価にしましたけどBで駄目とまでは思っておりません、基準がちょっとはつきりしないので。

それから、もう一つ言うと、少なくともこの条文の3の（1）、これは先ほどのように本会議及び委員会においてというふうには書いていないので、いわゆるオフィシャルな場でないところでもいろいろ、それは含めて評価をしてもいいかなというふうには思います。

**○稲田委員長** 続きまして信風、安達委員。

**○安達委員** 補足はあえてないですけども、ふだんの議場以外のところでも会派で議論をしているところがありますので、A評価というところへ上げております。以上です。

**○稲田委員長** 次、又野委員お願いします。

**○又野委員** ここに書いてありますけれども、討議の中の一つである討論というのがあると思うんですけども、それが制限されるということが起きたと。そういうことが実際にありましたので、もうそういうことが二度とないようにするためにもここではつきりと残しておく必要があると思ってB評価というふうにさせていただきました。以上です。

**○稲田委員長** 次、岡田委員。

**○岡田委員** 先ほどの少し私と意見がちょっと矛盾してるようなことになってるんですけども、これは先ほどの分は4つの項目で議会の活動原則ということで、こっちの場合は議員の活動原則という各議員に関してということで、ここに書いてありますように、議員間の討議は十分とは言えないというのは最終的に会派の中からは出ておまして、先ほどは全体としてはA評価という話をしたんですけど、ここにあります議員の討議、ふだんからの政策等に関する議員間、これは公の場だけじゃなくて日頃からの研さんということ、これは少し厳しめにして、日頃の研さんをもっと議員はすべきじゃないかという意見が会派の中で出まして、評定としてはBにさせていただいたというところでございます。お願いいたします。

○**稲田委員長** では、今度はお互い同士と申しますか、各委員間で記載されている、ある発言内容について質問等があればお願いいたします。

土光委員。

○**土光委員** 信風というか安達さんにちょっと確認というかお聞きしたいのですが、A評価で議員自らの資質を高め云々の活動をしているというふうに断定的に書いてますよね。例えば、議員自らの資質を高める活動をしているというのは何を指しているんですか。逆に市民から何してるんだと聞かれたら、どうお答えになりますか。

○**稲田委員長** 安達委員。

○**安達委員** 会派でそのような一人一人の行動をどう市民から評価されていますかっていう議論までは深めておりませんが、全体を通して1年間、1年以上もありますけれども、議会活動の中で市民からの要望なりを行動に起こしたり、それを会派で討議したり、またそれをもって委員会で発言したりということはあったというふうに評価したものです。以上です。

○**稲田委員長** よろしいでしょうか。

委員の中ではもうよろしいですね。

そういたしますと、評価にまた移ってまいりたいと思います。これもA、B、C割れております。土光委員から、先ほどCではなくBも許容範囲の旨が発言があったかと記憶はしておりますが、A、B、Cについていかがいたしましょうか。

土光委員。

○**土光委員** ここはBで一致……。Bでというのは岡田さんとも意見が重なりますので、Bで一致できるような気が私はするのですが。

○**稲田委員長** Aをつけられている公明党さん、一応Bに至った理由も会派の中では違いがありますから、土光委員と岡田委員のお二人だけでというわけにもいかないのは分かっていますけれども、そういたしますとどうでしょう、AまたはBで持ち帰っていただくということで、一つは議員間討議ということが評価の文言には入るかなというところで、コメントのほうは正副のほうで考えさせていただく。ちょうど一つ前と何か似たようなことになろうかとは思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では、AまたはBで持ち帰りということでお願いいたします。

次、4条第1項でございます。

では、同じような手順でいきますのでお願いします。

信風、安達委員お願いします。

○**安達委員** この文言で書き上げておりますけれども、補足するところもございませんというふうに理解してもらえばと思います。

○**稲田委員長** では、安達委員に対する質問等ございますでしょうか。

ないですね。

そういたしますと評価に入ってまいります。Aをつけられている会派と対象外にしておられる会派があるものですから、もし対象外にしておられる会派がAのほうに寄っていただくか、あるいはAのほうの会派の皆様が対象外に寄っていただくかなんですが、ちょっと私のほうもこれ折衷的なことが難しゅうございまして、どなたか意見を言っていた

ければ助かります。

土光委員。

**○土光委員** 今の委員長の問題提起に対する意見ではないのですが、ちょっとお聞きしたい、確認したいことがあって、一院クラブの遠藤さんがコメントしていますよね。この中で4行目からかな、「会派（党派）の拘束によって、議員個々のポリシーが発揮されていない」というふうに指摘をされています、遠藤さんは。これに関して、ちょっと私は会派としてはここは評価外というふうな形で言ってるのですが、この意見に関してどういうふうにこれを受け止めるかというのは、ちょっとほかの方の御意見もお聞きしたいなという気がするのですが、評価を確定する前に。

**○稲田委員長** 今、土光委員から投げかけがございました。一院クラブ、遠藤議員が記載されている内容にどのような感想というか意見お持ちなのか他の委員の方の意見を聞いてみたいということでしたが、どなたかございますでしょうか。

今城委員。

**○今城委員** 私どもは、党派も会派も同じという形で議会の中で活動しております。全員が公明党の党员でもございますし、そういう中で会派、党派の拘束があたかもあるというようなお書きょうなんですけれども、様々なそれぞれの考え、4人なら4人の考えは確かにありますし、しかしながら様々な考えも議員とか4人の会派の中でしっかりと討議をした中で、きちんとした形で最終的な考え方というのを出しているところです。決して党派や会派の拘束があって様々な考え方を持っていてるわけではないので、そのように一院クラブさんから見えるということがもしあったとしても、それは違いますということをはっきりと申し上げたいというふうに思っていますし、決して会派、党派の保身術化というようなことをしているわけでもありませんし、自分たちが自分たちの考える市民のためにあるべき姿、またあるべき政策についてどうなのかということを中心に議論をした上で皆の意見を統一させていっているというか、一つまとめて会派として持っているという考え方になっています。以上です。

**○稲田委員長** 安達委員。

**○安達委員** しっかり読み取らないけんですけれども、一院クラブさんの意見を見るところの感ずるところですが、その「拘束」とか「保身術」という表記がありますけれども、まず拘束は会派では議案やいわゆる請願、陳情の中で陳情ですね、特に、意見が分かれるところは拘束を外すこともありますので、過去にありましたし、これからもあると思っていますので、そこは拘束という捉えをされるのは他者から見るとそう思われるのかなというところはありますけれども、かなり議論をし尽くしているつもりでいます。

それと、保身という言葉がなかなか会派の中で受け止めが厳しいですけれども、会派が成り立つところは、一つの意見または考え方がまとまり切っているところの一つのグループをなしているというふうにとっていますので、それを保身という言葉で理解されると、ちょっと我々の行動とは違うというふうに言いたいと思います。

**○稲田委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 一院クラブさんのこの御意見ですけど、一院クラブさんの御意見として承っておきたいとは思いますが、考え方としては今城委員、それから安達委員の言われたことと私どもも全く同じだと考えております。

○**稲田委員長** ほかございますか。

土光委員、よろしいでしょうか。

○**土光委員** はい。

○**稲田委員長** ではまた戻りまして評価についてなんですが、対象外かAとするかなんですけれども。

土光委員。

○**土光委員** 私は、ここは対象外でいいというふうに思っています。それは一つ理由は、この条文で会派を結成することができる、これはできる規定ですよ。こうしろとかこうしないとかできる規定なので、会派が必要だと思う人は会派をつくるし、必要でないと思うのはそれぞれ議員の考え方でやるので、それぞれでやっているできる規定なので、あえて評価をしなくてもいいかなというふうに思います。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 先ほど土光委員も言っておられたんですけど、こちらできる規定ということで、これにのっとって会派が結成されるところは結成されてますし、そうでない方は別の対応を取られるということで、特にこれを評価するというよりはこういうのがありますよっていうので、評価対象外でよいのではないかなと考えております。

○**稲田委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** できる規定ではありますけれども、例えばその会派、3人以上いないと代表質問ができない等のルールがありますので、当然ですけど今現在、議会運営におけるその会派というものはできるということやってるんですけども、現実的にはその会派を結成をしてある程度議会が運営されてるということであれば、やはり一定の評価をしていく必要はあるんだろうなというふうに思っています。そこを評価しないということになると、今、会派ということで会派を結成してるから例えば代表質問ができるとかいうようなことがあるわけですから、やはりそれいい悪いというところは一定の評価をすべきだろうというふうに思います。

○**稲田委員長** 意見としてはそれぞれもう出尽くしたまでは分かりませんが、ほぼ出切っているのではないかと思います、そうするとAまたは対象外で持ち帰りということでもよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○**稲田委員長** では、Aまたは対象外で持ち帰りということにさせていただきます。

評価内容については、ちょっと今まだ全く要は評価するしないで分かれてますので、評価内容の文言についてはちょっとこちらは御容赦ください。ちょっと今書きようがないというふうに私の印象でございますので、お許してください。

続きまして、4条第2項でございます。

こちら安達委員、何か補足等あればお願いします。

安達委員。

○**安達委員** 発言を許されてますけれども、補足とかほかの意見があえてというのもございません。このままの記述の評価です。以上です。

○**稲田委員長** では、安達委員に対する質問ありますでしょうか。

なしですね。

そういたしますと、これ評価。またこれも対象外と評価してAというのになっておりまして、前段と同じような向きですかね。今ここで議論したほうがよけりゃもちろんいたしますし、同じようだということで想定されるならばAまたは対象外で持ち帰っていただくということになります。持ち帰りでもよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では、Aまたは対象外で持ち帰りとさせていただきます。

では、次に移ります。5条第1項でございます。

では、こちらも蒼生会からお願いいたします。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 先ほどから機械的に御説明させていただいておりますが、記載のとおりで特に補足はございません。

○**稲田委員長** 続きます。土光委員。

○**土光委員** 5の1です。よ。

○**稲田委員長** 時間置きましょうか。

○**土光委員** いいです。

B評価で、理由は書いておるとおり、委員会の公開が私はまだ不十分だと思うので、不十分の理由は動画配信が委員会まだ実現していない、それが理由です。

○**稲田委員長** 安達委員お願いします。

○**安達委員** 補足はありません。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 書いてあるとおりのなんですけれども、インターネット中継を進めていくという話があるんですけれども、なかなか進んでいないのでB評価とさせていただきます。以上です。

○**稲田委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** うちのほうは現在でもある程度情報発信できているんだらうなという意見ではあったんですけども、これだけ情報化、様々な情報発信技術が発達している中で、さらなる余地もあるだらうということであえてBをつけさせていただきました。

○**稲田委員長** では、あとは他の委員に対して質問等あればお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** そういたしますと、では評価について意見おありの方、どなたからでも結構です。お願いいたします。

土光委員。

○**土光委員** B評価で、やはり委員会の動画配信というのは議会でも陳情でやっていこうというそういったことでまとまっているので、それをちゃんとやりますよということを示すためにもAではなくてB評価。理由は、これからちゃんと動画配信やっていくというそういったことを記述をした上でB評価にしたらどうでしょうか。

○**稲田委員長** ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** こちら条文についての検証ということで、この中につきましておおむね8割以上達成できているだらうということでA評価とさせていただきます。以上です。

**○稲田委員長** 今、Aを求める意見とBを求める意見がありました。Bのほうについては、委員会のインターネット中継の在り方についてというのが根拠となっている旨の説明がございました。

土光委員。

**○土光委員** 今、おおむねその情報公開というか情報発信に関しておおむね達成という言い方をされたのですが、委員会に関して言えば市民が委員会でどういう議論をされているかという知る方法は、今のところ傍聴に来るしかありません。議事録が出ますけど、二、三か月後になります。その間、委員会で何を話しているかは傍聴に来ないと分かりません。資料も分かりません。だからやはりそこはおおむね達成というふうには私には言えないのではないかと思います。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 私は、会派としてもA判定をしています。今、インターネット中継の件だけに話が、ちょっと不十分ではないかという意見としてはそこに行き着いているのかなというふうに思っていますが、これまでの議論の中でしないというふうな話をしてはではなく、できる状況、または今はこのコロナ禍であるということ踏まえて、やれる体制になっていないということ踏まえての今現状になっていて、それについてはこの委員会になってからも委員長に預らせてください、前委員会からも引き続きで預らせてくださいという話になっていると思います。これについて、我々は預かっている状態であるということ踏まえた上で、条文であるところの市民に対する説明責任を果たしているか、果たさなければならないということをやっているかやっていないかということだという意味での評価だと思っていますので、Aというふうに会派としては行いました。

先ほど来委員長もお話くださっていますが、評価についてのどのような内容なのかということについての前回もそうでしたが、コメントをつけるという意味での検証結果報告書の中にはやはり皆さんが陳情も含めてやっていこうねという方向になっているというのが現実今ちょっと中断している、議論も含めて中断している状態なんだということを検証結果の報告書のコメントとして入れていくのはいけないのかなと。そういうふうな現状であるということ踏まえて、しかしながら評価としてはAであるということ私たちは考えているということAでいいのではないかなというふうに考えています。以上です。

**○稲田委員長** ほかに御意見ございますか。

土光委員。

**○土光委員** 今の状況、動画配信とかに関して、状況は今、今城さんが言われてたそれは言うとおりの状況だと思います。そういう方向に向かっている。でも、今の時点ではそれがまだ実現はしていない状況。これ検証は今の時点の検証をするのだから、幾らそれに向かっているか、注力しているかということ姿勢があったとしても現時点ではそれができていないので、やはりそれはそういう状況だとするとA評価は私は駄目だと思います。B評価にすべきだと思います。

**○稲田委員長** 安達委員。

**○安達委員** いや、その評価は会派で考えられることであって、この場の議論の中ですべきというところにはまだまだ議論しなきゃいけないんじゃないかなと思います。

我々はAという会派で評価をしてきましたが、到達点という部分では行くべきところは

まだあるので、おおむねという評価でAにしたところですので、ここが到達点だというふうには取っておりませんので、繰り返しになりますがA評価です。

**○稲田委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 私どももA評価でしておりますけど、この実績が平成30年7月1日以降ってここに載っておりますけど、様々なことをやってきた上でのやっていけばいろいろ課題も出てまいりますけども、おおむね達成しているのではないかとこのところA評価しております。

それぞれの各項目、やはり今後の課題というものは出てまいりますけども、それはそれとして、これまでこの期の間でやってきたことに対して評価をしていくべきで、また後で評価内容の中では今後の課題等も出てくるかもしれませんけれども、それはそれとしてA評価でいきたいなと思っております。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 確かにこれまでできている部分、進めている部分もあると思いますけれども、条文の中では積極的に発信するというふうには書いてあります。その積極的にということをお私としては評価した場合やはりまだ不十分な点があるというふうに考えましたので、Bと評価させていただきました。それは委員会での動画配信、インターネット中継なんですけれども、これがやっぱりなかなか進んでないというのが積極的でないのかなと考えまして、ここはAではなくてBでいきたいと思っております。以上です。

**○稲田委員長** 今、評価について、あと岡田委員、もしコメントをいただけたら、多分全員が今言われたのかな。なければならないであれなんですけど。

岡田委員。

**○岡田委員** 私は、ここにも書いてありますとおり、さらなる情報発信に努めるべきということで、これまでの実績の当然評価ということになりますんで、さらなる努めるべきということでBというのは少しおかしいじゃないかというような意見もありそうな気もするんですけども、到達点として求めるべきというか、さっきから出てます、委員会のインターネット中継に関しても、委員会もこのコロナ禍ということで本会議場でやってますけれども、実際に委員会室のほうに戻ったときに、そこでのインターネット中継をやるということにするのかどうかというようなことも含めて、現在そこに関しては一応議論を少し止めて、ただ将来的にはやろうということの方向性は出していますので、先ほどから話を聞いてますと現実の到達点、やるべきこと、やれるべきことの到達点ということで言えばAという評価もできるのかなという気もしますし、ただやっぱり情報公開ということが強く市民の皆様から求められているという今のこの現実を鑑みて、この現状をAというふうに評価するのがまたいいのかというようなところもちょっと葛藤がありまして、今まで意見を聞いておりましてできればちょっと会派のほうに持ち帰ってもう一回その辺り議論をさせてもらって、この場で全体として議論させていただけたらなというふうに考えました。

**○稲田委員長** では、現時点で一様に皆様から評価についての意見をいただいた状態と思っております。明らかにと申しますか、AまたはBで持ち帰りいただくということにさせていただき、どの項目に、文言に力点を置くかというのはもうそれは委員の皆様、あるいは持ち帰られたら会派の皆様のそれぞれのお考えになろうかと思っております。一つの委員会のインターネット中継に関するもので、それをどこまでどのような形で考えるのかというの

もあえてここで私が言うべきではなく、あとそれも持ち帰っていただいたときの材料にして次回また意見を伺っていきたくと思いますので、AまたはBで持ち帰っていただくと。

コメントについても、ちょっとインターネット中継が又野委員あるいはほかの委員も言われた積極的にという部分をどう解釈するかというの、なかなか難しい面があるなどというのは率直なところですよ。ですので、ちょっとコメントのほうもなかなかつくりづらい点がありますので、これは単純にAまたはBでまずはお考えいただいて持ち帰りいただくということでお願いしたいと思っております。

では、次に移ります。第5条の2項でございます。

では、こちらも蒼生会から意見があればですがお願いいたします。なければなしで結構です。

〔「なしです」と声あり〕

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 補足意見ですね、じゃなくて。

○**稲田委員長** ちょっと落ち着かせてください。すみませんでした。

5条2項の蒼生会の意見は記述のとおりですので意見なしということで、土光委員は評価表はすみません空欄ですけども、整理表のほうにあるということですね。

○**土光委員** はい、それをちょっと述べます。

○**稲田委員長** ちょっと整理表を見る時間をください。

お願いいたします。土光委員。

○**土光委員** これBと書いて、コメントは整理表にあるからということですよ。

○**稲田委員長** もしよければ土光委員のほうから読み上げていただいていいですか。

○**土光委員** 読みます。コメントこう書いています。Bの理由として、もっと様々な広報をすべきと考える。それから、もう一つは全員協議会の議事録もホームページで公開すべきであるというところでB評価というふうになりました。

○**稲田委員長** もっと様々な広報をすべきであると考える。全員協議会の議事録もホームページで公開すべきであるという理由を基にBということですね。

続きましては安達委員。

○**安達委員** ありません。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 最初の評価のときには何も共産党の市議団としては書いてなかったんですけども、先ほど土光委員が言われたよなご・未来さんの分の整理表を見て確かにそうだと思います。全員協議会についても会議録、議事録公開していただきたいということでB評価とさせていただきます。以上です。

○**稲田委員長** では一応意見としては以上で、次は他の委員に対する質問等ございますでしょうか。

今城委員。

○**今城委員** 今、土光委員さんとそれから又野委員さんから全員協議会というお話をしていただいたところなんですけれども、私の認識からいうと全員協議会は議会として正式な会議としてなっていないものだと認識しております。この正式でない会議のものを議会のものとしてホームページ上で公開するということが果たして規則上妥当なのかどうな



のかということについてのお考えとか、当局にお聞きするほうが正しいのか分からないんですが、その辺の認識っていうのをちょっと一つお聞かせいただければと思っています。以上です。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 全員協議会につきましては、今城委員おっしゃいますとおり法令に基づかない協議会でございます。それで本市の取扱いですけれども、全員協議会の会議録については作成をしております。ただ、ホームページ上にはアップをしておりますけれども、例えば会議録を閲覧したいですとか写しが欲しいという場合には、情報公開請求に準じた形で対応をしているというところでございます。

今城委員おっしゃいますとおり、ホームページ上にアップしてないというのはその正式な会ではないということが理由じゃないかというふうに、そういうふうな認識でおります。

○**稲田委員長** 今城委員。

○**今城委員** ということですので、今確認をさせていただいたとおりですので、今回の評価という部分でいうと全ての会議を原則公開とするというその会議の中に全員協議会は含まれていないという認識を私はしていますので、そういう意味でいうと土光委員さんや又野委員さんがおっしゃっているところというのは今後の全員協議会の在り方とか考え方ということにもなってくるかもしれませんが、現時点での評価というところにそれがしてないからBであるというのは、ちょっと妥当ではないのではないかなというのが私の考えです。以上。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 事務局にお聞きしたいのですが、この条文で先ほど今城さんが言われた全ての会議を原則公開とする、全ての会議。この中に全員協議会は入っていないんですか。この条文の解釈です。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 原則公開するという表現ですけれども、これは本市の場合には傍聴も認めておりますし、会議録も先ほど言いましたように請求があれば対応しているというところですので、この公開はしていないとは言えないと思いますので、それはそういうふうに捉えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、聞いているのは、全ての会議をと書いてます。全ての会議、この中に全員協議会は含むのか含まないのか、どういう解釈かを聞いています。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** これ全ての会議というふうになっておりますので、原則公開ですので入っているんじゃないかなというふうに思っています。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** いや、入っているんじゃないかとか、これ入っているというふうに私は解釈をできるとずっと思ってるし、そういうふうに聞いています。これは入っているんですね。そこははっきりしてください。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** すみません、途中で失礼します。今、会議のお話が出たのでちょっとずれる

んですけど、全員協議会についてはどういうふうに扱うかとかどういふふうで活用するかっていうのがほかの条文のところでも御意見出てたりしますので、ちょっとこちらにつきましても今土光委員から全ての会議にそれが入るのかどうなのかというような確認もございましたので別で、今回は条文の検証なんですけど、全員協議会についてはその会議の立ち位置の確認といえますか、そういったところは別であったほうがきれいにこちらの評価も進むんじゃないのかなと思いましたが、現時点でこれ全ての会議に入るのか入らないのかというのがはっきりしない時点ではちょっと保留にしておいたほうがよいんじゃないかなと思いましたが。

**○稲田委員長** ありがとうございます。

今、第5条2項をやっております、多分論点はもう端的に言えば全員協議会の会議録をホームページで公開することに対して、それをやっているやっていない。現状はやっていないんですけども、ホームページで議事録公開はね。そのことに対してBだという御意見がなっていると思います。奥岩委員がおっしゃられたとおり、全員協議会そもそもがどこまでこの条文に対して含まれているのかであったりとかは、この条文自体には何も、何も言ったら言い過ぎかもしれませんが限定的に細かく記載されてない状態です、私も個人的な意見はございますけれども、ちょっとここは事務局内では事務局の中で整理して、それから各会派におかれてもこの条文自体は会議を原則公開ですから、議事録とは書いてありません。議事録も会議の一部だというふうに言われればそれまでかもしれませんが、文言どおりを読めば、さあどこまでその議事録の公開が会議の公開と一致しているのかしてないかという部分もありますので、これはA、Bをつけるつけない以前にちょっと持ち帰りということにさせていただいて、奥岩委員からあった部分も含めてちょっと私も副委員長と、あるいは正副議長の意見もいただきながらちょっと一回整理をして次臨みたいと思いますが、それでいかがでしょうか。

岡田委員。

**○岡田委員** 先ほど金城委員もおっしゃいましたけども、その全員協議会がこの中に入らないということで評価をしてる人と入るということで評価してるということになると、基本的に評価をしているものが違うわけですから、まず先ほどおっしゃった事務局長は全員協議会も入るというようなことをおっしゃいましたけれども、この条文の中にこれ以上補足がないわけですからどうとでも解釈が例えばできるし、会議といえば全て全員協議会も入った上で判断すべきだという考え方の方もおられますし、いや、全員協議会は公式のものではないので入れないというのも当然考え方あると思うんですけど、その全員協議会も当然、先ほど奥岩委員のほうからも意見がありましたけれど、この中に入れるのか入れないのかということもここで、今回の場合はその評価ですから、それを先にやったほうがいいのか、要は全員協議会を入れた上で我々は判断をするのか、入れなくて判断をするのかということもまず決めていただかないと、これは違いますよね。要はなくて評価ができる人と入れないと評価ができないという人だと当然評価のA、Bも違ってくると思いますので、そこをまず決めたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけどもいかがですか。

**○稲田委員長** 今、岡田委員から出ました全員協議会も含んで進めるのか含まないで進めるのかということになりますが、ほかの委員の皆様からどちらがいいとか、まず率直など

ころを意見を伺えればと思います。

土光委員。

**○土光委員** この全員協議会が含むか含まないか。これは決めることではなくて、この条文の解釈の問題。今までどういう考え方で運用されてきたか。それは議会事務局としてきちっとまず解釈を説明してほしい。それは今の場じゃなくてもいいけど、これ決めることはないです。条文の解釈です。ということで、ちゃんと事務局のほうから改めて解釈を説明して、それから進めればいいのではないかと思います。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** この議会基本条例が制定されたときの経過等もちょっと調べてみたいと思います。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 私としては、この前回の検証結果報告書によると、全員協議会についても公開しているとか、全員協議会については申出による閲覧が可能となっているということで評価をしておられるということは、当然全員協議会もこの中に入っているものだと思って私は評価したんですけども、当然それが前提だと考えています。以上です。

**○稲田委員長** ほか御意見ございますでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** この評価に当たって、全員協議会と本会議、常任委員会も含めた委員会は全協は位置づけが違うように僕は理解しとって評価に向かっていきましたので、全協はその全ての会議をって言われますけども、そこには全協は入らないという会議の位置づけで評価をしました。同じようなことを言ってますけれども、やはり全協は違うという認識ですので、そこはしっかり区分けをしていただければと思うんですが。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 先ほども申し上げましたけれども、もし入らないのであればこの前回の検証結果報告書の中に全員協議会についての記述は入らないものだと思います。当然全員協議会も含まれるからこの評価内容のところにも全員協議会の記述もあるわけであって、やはり前回どういう評価をされていたのか、これまでどういう評価をされているのかというところを考えて、やっぱりこの評価というのは下していただかなければならないと考えております。以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 繰り返しになりますが、それぞれがどう思ってるかではなくてこの議会基本条例が決まったときの議論、それからこれがこれまでどういう解釈が運用されてきたか、そういったことを基にちゃんと解釈を議会事務局から説明を改めてしてほしいと思います。

**○稲田委員長** 現時点では、今いろいろな意見が出ております。ちょっとこの状況で意見を進めても、皆さんのお手持ちの資料であったりお考えであったりというのは明確に皆さんの中ではできるとは思いますが、とはいえどこかでやっぱり見解を一致した状態でこれ進めないと不毛な議論と申しますかいけないと思いますので、これはこの間のやり取りをまた文字に起こしたものをちょっと私もまた目で見させて確認させてもらいながら、論点をどのような形で次進めるのがよりよいかというのをちょっと考えさせてください。そうしないと、多分これ皆さんの中でそれぞれの論点があってそれぞれの見解が違ってる状態

を少しでも解きほぐしながらベースは統一させていただきたいと思いますので、時間をちょっとください。お願いいたします。

今日はどこまで進めるのかは特段決めておりませんが、どうでしょう、この次の5条3項はページの切れ目がいいですので、次で一応終わりたいと思いますので、もう少ししばらくお願いいたします。

次、第5条第3項についてお願いいたします。

では、蒼生会から。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 特になし。

では次、信風お願いいたします。

○**安達委員** 特にありません。

○**稲田委員長** 共産党、又野委員お願いします。

○**又野委員** よなご・未来さんは大丈夫だったんですか。

○**稲田委員長** そうか、整理表、ごめんなさい。

○**土光委員** 私のほうから言います。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 5の3ですよね。Bと書いて特に記述はないのですが、整理表でこう書きました。これが理由です。専門調査、公聴会制度、参考人制度をもっと積極的に活用すべき。もっと活用してもいいのではないか。逆に言うと、今、必ずしも十分活用されていないというふうに思っているのでB評価にしました。

○**稲田委員長** では又野委員。

○**又野委員** 私もB評価で、これも前に頂いたよなご・未来さんの整理表を見て確かにこの部分が実際にできてないなと思って、やはりいろんな意見を聞く場というのは必要だと思いますんで、積極的に活用していく方向というか、私もどんなふうにしたら活用できるのかというのはどんどん検討していく必要があると思って、B評価とさせていただきます。

○**稲田委員長** そういたしますと、今出された意見に対して他の委員の皆様からごさいますでしょうか。

では、こちらも評価がA、Bに分かれておりますが、いかがいたしましょうか。

そういたしますと、AまたはBで持ち帰っていただくような格好でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** そういたしますと一旦ここで評価の作業は終わりとしたしまして、改めて本日ここまで進めた部分の確認を一つずつしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、ゆっくり読み上げます。前文につきましては検証対象外ということで、これ決定ということでお願いいたします。

第1条につきましては、同じく検証対象外ということで確認をお願いいたします。

第2条につきましては、AまたはBの評価いずれかということで持ち帰りということで確認をお願いいたします。

第3条につきましては、AまたはBで持ち帰りいただくということで確認をお願いいた

します。

第4条第1項につきましては、Aまたは検証対象外ということで持ち帰り、確認をお願いいたします。

第4条第2項につきましては、Aまたは検証対象外ということで持ち帰り、確認をお願いいたします。

第5条第1項につきましては、AまたはBということで持ち帰り、確認をお願いいたします。

それから、第5条第2項につきましては、これはいろいろな意見が出ましたので、皆さんの意見を基にどのような進め方、具体的には全員協議会とこの条文との位置関係を明確に各委員ができる準備をさせていただく時間を頂戴するというようお願いいたします。

それから、第5条第3項についてはAまたはBで持ち帰り、確認をお願いするというところまで本日進めさせていただきました。

では、この確認内容についてはよろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、一番最後になりますが、資料2について冒頭も説明させていただきましたが、改めてこちらで次回の予定はあくまでも案でございますが、候補といたしましては8月26日になります。ちょっと本日の内容で特に全員協議会の部分はなかなかその準備に時間がかかるかもしれませんので、次回の検証の作業のときにどのような形で出せるかちょっと時間をいただくかもしれませんので、その点あらかじめ御容赦いただきたいと思います。予定では、次回は8月26日に今日持ち帰った部分のまた意見を出していただいて議論していきたいと思います。できるならば決定まで持っていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

では以上で終わりたいと思いますか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 資料2のスケジュールに関連することで一つ提案があります。これ議会基本条例の検証作業でそれぞれ評価をするというか、その中で今やろうとしているのは議会基本条例の評価を議会運営委員会が、議会が、だから自分がやったことを自分で評価する、そういった作業をやっていく。それはそれできちっとやればよいと思います。

ただ、この中で議会が自分たちの活動をこういうふうに評価しましたということを私は市民に対して聞く機会、具体的に今思いつくのはパブコメなんですけど、そういった機会を設けてはどうかというふうに思っています。だからこのスケジュールの中でそういったことも、パブコメだから最終的に議会の評価が確定した時点、こういうふうに私たちは評価しました、市民の皆さん御意見をくださいということをやったほうがいいのかというふうに思っています。そういう提案です。

**○稲田委員長** 確認させてください。検証結果が出た後ということですか。

**○土光委員** はい。

**○稲田委員長** そういたしますと、時期としては来年の令和4年の、最終的には現在の予定ですよ、3月議会で私なりから議会にこのような結果でしたというふうに申し上げることを想定はしておりますが、その後という、時期はそこですね、土光委員。

**○土光委員** このスケジュールでは2月14日最終確認とありますが、これは具体的な手

続は何をすることなんでしょうか。

**○稲田委員長** 1月24日を見ていただけますか。そこまでが今日やってるような内容を、あくまでも想定ですよ、しております。その後に報告書案の取りまとめを作って、あとは委員の中で案でできているんだけど最終的にそれでいいかというのを確認するぐらいですので、実質的には12月21日の報告書取りまとめのときにはほぼ完成形に近いのかなと。その後に文言の多少の修正が必要であるのであれば1月にその意見を出していただいて、修正まとめが2月の14日にはほぼが取れた完成、あくまでも案なんですけれども、ぐらいを思ってます。ちょっとすみません、こうだと決めつけれる日程ではないので概要的な話ですが以上です。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 私が聞いているのは手続的なことで、この最終確認というのは例えば報告案が案として取りまとめができて、議会の中で何か決議とかそういった手続を踏むということですか。それが聞きたいのです。

**○稲田委員長** 2月14日の最終確認は、あくまでもこの議会運営委員会の中の確認。委員の皆様で、この内容で議会に報告してよいかということになります。

土光委員。

**○土光委員** 分かりました。だから議運の中で最終的に確認して、議会全体には報告という形になるわけですね。分かりました。

もしそういう手順だったら、今言った私の提案のパブコメというのは12月21日ではほぼ案が取りまとめられるわけですよ。

**○稲田委員長** 予定ですよ。

**○土光委員** だからこのスケジュールでいけば。だからこういうふうな案がほぼ取りまとめましたというこの後でパブコメをして、いろんな意見を踏まえて最終的にこのスケジュールだったら2月14日で最終確認というふうにするというふうになるかなと思いました。パブコメをするとしたらということです。スケジュール的にはね。日にちは当然パブコメすると期限とかいろいろあるからずれるかもしれないけど、手続的には最終案の取りまとめができて、私たちはこういう評価をしました、市民の皆さんどうですかというパブコメもらって、それを踏まえて最終的に確認というふうになるのではないかなと思いました。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** おっしゃっている意味は理解はできるんですが、そもそもしてまずパブリックコメントにかけるかどうかという意味で、何のためにかけるのかということと、ここで意識統一をする必要もありますし、それに関しては会派でもすべきなのか、何のためにするのかということもきちんと議論していかないといけないので、そういう御意見は御意見として出たということで一度持ち帰らせていただいて、それについて会派の考え方をきちんと決めたいと思います。

**○稲田委員長** 今、持ち帰りという意見がございましたが、そこら辺皆さんはいかがでしょう。

安達委員。

**○安達委員** そのパブコメをする議論は必要でしょうけど、そういう手続を我々が評価を出すに当たって必要だというのがちょっと見当たらないんですけども、会派に持ち帰る

こともちょっと難儀だなと今正直思います。パブコメを持って帰っていいですかって会派で話し合うのがどうなんですかって、正直私今思っています。

**○稲田委員長** 土光委員の出された、ちょっと的外れでしたらお許してください、パブコメ、要は行政側が市民の意見を聞くことによって、よりその事業をよりブラッシュアップしていこうというふうにするものだと。条文にはもっと丁寧に書いてあると思いますが、議会がそれを取り入れるかどうかというまず入り口のところもあるかと思いますが、それから土光委員が例えば米子市が行っている期間とかいろいろ細かい規定があると思うんです。そこら辺どうするのかとか、目的がそもそも我々議員自体が市民の方の意見の代弁者であるわけですから、代弁者がさらにまた代弁行為をするのかみたいなのもあると思いますし、その辺が私も正直なところこれ今初めて土光委員から聞かされましたから何の準備もありませんし、いきなり入り口でそれはおかしいでしょというのもおかしい話ですし、安達委員が言われることももっともだと思いますし、ですのでこれ土光委員、その会派で協議していただいて、ただ協議結果によってはそもそものやるところの意図が明確でないという結果で、なかなか議論できない会派がいるということも前提で持ち帰りということによろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** もちろん今初めて言ったので、持ち帰りで検討していただきたいということを含めて言いました。今ここで決めようということでは全然ないです。

それから、もう一つはパブコメというのは基本的には議会基本条例というのは議会が、議員がかな、市民の負託を受けてこうこうこんな活動をやりなさいという、そういう活動ができていくかというのを私たち自身、当事者が評価するわけで、やはり市民から見てそういった議会基本条例にうたっていることの評価が妥当かどうか、そういった意見を聞くというのは私は意味があると思っています。だからそういったことをしてはどうか。する方法としては今頭に浮かぶのはパブコメ的なものということで、パブコメというふうに言いました。だからそういったことが持ち帰っていただけるんだったら、そういったことをする意味があるか、すべきかどうかということと、もしするんだったらじゃ具体的にどうするか。行政はパブコメは1か月とか何かいろいろ決まっていますけど、それに必ずしもとらわれる必要ないと思うので、私たち自身の評価に対して市民の意見を聞くということによってどういうふうにすればいいか。するとすればやり方を議論すればいいのではないかと思います。

**○稲田委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 私は当然会派のほうに持って帰りますけれども、我々議員が制定したこの条例に基づいて議員がその評価をきちっとして、それを完成したものを市民の皆さんに見ていただいて、例えば評価が甘いじゃないかとかこういうことがこうじゃないかという御意見をいただくのはいいと思うんですけれども、あくまでもその完成形の前にパブリックコメントをいただくというよりも、議員が自分たちのことをきちっと評価をして、それを皆さんに見ていただくというのがもともとの流れじゃないかなという感じはしています。ですので、会派のほうに持って帰りはしますけれども、基本的には当然できたものは市民の皆さんに公開するわけですね。そこでいろんな御意見を賜りたいというのが私の意見です。

**○稲田委員長** では改めて持ち帰りと言いますが、これも各委員の解釈の受け取りの、

土光委員、やっぱり違いがあるかもしれませんので、そこはそこで御理解ください。ですからするしないもそうですし、そもそもの話がいっぱい出てくると思いますので、その辺りは受け止めていただくようお願いいたします。いずれにしても端的にはするしないということをまた次の委員会で持ち帰りということですので、皆さんよろしくお願いいたします。

〔「はい」と声あり〕

○土光委員 一言いいですか。

○稲田委員長 土光委員。

○土光委員 今の岡田さんの御意見は、聞いててなるほどと思いました。そのやる時期のことで、確定してから市民の意見を聞くか、ある意味で途中の段階、確定する前で市民の意見を受けて修正するかということで、確定してからこういうふうに私たちは評価しましたということで意見を聞くのもいいかなと思いました。だからそういうことも含めて持ち帰っていただければと思います。

○稲田委員長 又野委員。

○又野委員 そこでちょっと岡田委員が言われたので、これを公表するかどうかですけれども、まだ公表するというのは決まっておらず、協議中だというふうにならなっているんですけども、これはまた違うんですかね。

○稲田委員長 公表というのは、今やっているのは議会基本条例の検証を行っておりまして、検証結果というものが議会ですので議場ですので公開されますし、すぐではないですけど議事録として当日私なりが読み上げたものも公開されますので、その内容が端的には市民の方に知らしめられるということになります。

議会運営委員会に傍聴にお越しいただいた場合は、例えば最終確認案、案がついてますけど、そういったものが書面で配られたものは紙で渡ると思いますが。

又野委員。

○又野委員 それはホームページでは公開されていないということでもいいですか。

○稲田委員長 前は出しているということですので、今回も出すということになります。

○又野委員 そしたらすみません、失礼しました、最後のページの16条の1のところなんですけれども、「検証し、その結果について市民に積極的に公表するものとする」で協議中であると書いてあります。これはこの評価表のことではないんですか。

○稲田委員長 16条第1項の実績のところですね。

○又野委員 はい。

○稲田委員長 協議中がどういう意味かということですか。この例えば今もうこの時点でやってるこの内容を指して、協議中というふうに思っておりますが。

又野委員。

○又野委員 評価表自体はじゃもう前回から公表はされていると。

○稲田委員長 失礼しました。理解できました。

今、委員の皆さんの手元にあるこのA4の資料1のことですね。

○又野委員 はい。

○稲田委員長 森井担当課長補佐。

○森井議事調査担当事務局長補佐 前回はホームページで公開しております。以上です。



○**稲田委員長** 森井担当課長補佐。

○**森井議事調査担当事務局長補佐** この16条の1項、2項の実績ですけど、これは今お話をして協議しているということです。積極的に公表するというのを協議しているという意味ではないです。今、評価を協議中でということです。

○**稲田委員長** 協議中の意味は多分いいですよ。今、今日この時間でやり取りしているのはまさにこの協議中で、又野委員がもう一つ言われたのはこの我々が今手に持っている資料1のA3横判が最新の資料ですけれども、これがホームページに公開されているかということですよね。

○**又野委員** そうですね。

○**稲田委員長** 結論は出ていないという。

○**又野委員** 出ていないんですね。

○**稲田委員長** ですね。出ているのは、平成30年3月の報告書は出ている。

改めて言います。ホームページに出ている資料は、議会基本条例の検証結果報告の平成30年3月、前の期の一番最後のときに出したものはホームページに載ってます。今、我々が今日審議しているA3横判の資料1の評価表はホームページには出ておりません。でいいですね。

又野委員。

○**又野委員** 手元の分は当然出てないと思うんですけども、これじゃ今の話で言えば、これ公表するというのを前提にそのパブコメをするしないとかっていう話になってくるといことで、するしないも併せてパブコメもするしないになってくるような気がしまして、そこら辺はどのように整理したら。

○**稲田委員長** 私が整理できる立場かどうか、パブコメを意図されたのは土光委員ですので推測で物を言って申し訳ございませんが、要はどの時点でパブコメするかはまだ決まってませんで、ただ例えば3月議会終わった後であれば報告書というものが恐らく確実に作成されて、それがホームページに載ったものを市民の方が見て意見することは恐らく可能であるとは思いますが。今言えるのはそこまでです。要は議会に報告する前の段階のものを載せるか載せないかというのはこの委員会の中でまた考えなきゃいけないし、その時点にまずそのパブコメ、あるいはパブコメのようなものをするかどうかはまだ決まってませんものですから、何にも私のほうから確定的なことが言えないということです。

又野委員。

○**又野委員** 土光委員が最後に言われて、確定する前に公表するのか、確定してから公表するのか。そちらでもいいというような言われ方をされたので、そうなると公表するのかどうかというのも確定しないと……。

(発言する者あり)

○**稲田委員長** 少なくとも報告書は公開します。しますって言い切って大丈夫ですね。します。

今城委員。

○**今城委員** 確認をさせていただくという意味で、まずパブリックコメントをするかしないかという入り口のところっていうところで、会派で持ち帰りをさせていただきたいということが一つ。

そして、最終的な3月議会で議運からの提案ということでこのように報告をつくりました。皆さん、よろしいでしょうかという議会できちっと承認されるというか、議決するのかな。ちょっと私も覚えてないんですけども、そのようにした議会できちっとしたものというのは正式なものなので、そうやって議会に出したものっていうのは中間報告であったとしてもきちんと出したものであればそれは当然公開対象になっていくので、委員長の報告の内容の文面とともに、関連資料というものとして今森井さんがおっしゃってくださった我々も頂いているこのような書式のものが公開されるということはあると。

しかしながら、今そこに至るまでの途中の議論をしている段階のものが誰がどの会派が何と言ったのかみたいなのが公開される必要もなければ公開する意味もないと思うので、その部分については当然公開されていないし公開もしないということと、もう一つ、どの時点で例えばパブリックコメントをするのかということについても、するかしないかという入り口のところを会派で議論をするので、どの時点なのかということはその以降の話だと思ってるんですけど、その認識でよろしいですか。その認識で会派で話をしたいと思うんですが。

○**稲田委員長** その認識です。

では、パブリックコメントをするかしないかいろんな意見ありますが、会派で持ち帰っていただいて次決めたいと思いますのでお願いします。よろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** ほかもないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 議長、副議長、ございますでしょうか。

○**岩崎議長** ありません。

○**稲田委員長** 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午前 11 時 42 分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清